

教育課程部会におけるこれまでの審議経過（案）

教育課程部会においては、平成31年4月17日の「新しい時代の初等中等教育の在り方」についての諮問を受け、子供たちに必要な資質・能力を新学習指導要領の下で着実に育んでいく観点から検討を行ってきた。その審議の経過はこれまでのところ以下のとおりであり、引き続き議論を重ねていく予定。

1. 学力の確実な定着について

○ 今般改訂された新学習指導要領では、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を3つの柱で再整理しており、この資質・能力の3つの柱は確かな学力に限らず、知・徳・体にわたる「生きる力」全体を捉えて、共通する重要な要素を示したものである。そのため、児童生徒の学力向上に取り組む際には、学校教育において児童生徒の資質・能力をバランスよく育成することが必要である。その際、教科等を学ぶ本質的な意義を伝えることや学習状況を児童生徒に伝えること等により児童生徒の学習意欲を向上させることが重要となる。

○ 児童生徒の学力向上に取り組むに当たっては児童生徒の現況を踏まえた上で検討・実施することが重要である。

国内外の学力調査¹の結果によれば平均正答率の低い県も全国平均に近づく状況が見られ、学力の底上げが図られてきていることや、数学や科学に関するリテラシーについては引き続き世界トップレベルであることなどが明らかになっている。一方で、我が国の児童生徒は、複数の文書や資料から情報を読み取って、根拠を明確にして自分の考えを書くことや、テキスト（インターネット上にあるデジタルテキストや情報等を含む。）や資料自体の質や信ぴょう性を評価することなど、言語能力や情報活用能力の観点に加えデジタル時代における情報への対応などの課題が見られた。

○ これを踏まえると、学力向上に取り組むに当たっては、言語能力と情報活用能力の育成が重要となる。言語能力については、まず、教科学習の主たる教材である教科書を含む多様なテキスト及びグラフや図表等の各種資料を適切に読み取る力を、各教科等を通じて育成することが重要である。その際、教材自体についても、資料の内容を適切に読み取れるような工夫を施すべきである。また、判断の根拠や理由を明確にしながら自分の考えを述べる力を身に付けさせることも必要だが、そのためには、レポートや論文等の形式で課題を分析し、論理立てて主張をまとめることも重要である。

また、コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したりといったことができる力、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得を含めた情報活用能力を育成することも重要である。

¹ 文部科学省が毎年度実施している「全国学力・学習状況調査」や経済協力開発機構（OECD）が実施している「生徒の学習到達度調査（PISA）」など。

- さらに、今後、新しい時代の学びを実現するために特に必要となってくるのは、学習における ICT の適切な活用である。各教科や総合的な学習の時間等の指導において、各教科等の特質に応じて ICT が効果的に活用されることで、児童生徒の理解の質を高めることが期待される。
- 児童生徒の発達段階を踏まえると、発達の初期段階である小学校低・中学年の場合には、反復練習に対しても適応的である一方、小学校高学年以降は扱う情報が高度かつ大量になるにつれ、理解を重視した学習方略が効果的となるため、徐々に学習方法を転換していくことが必要となる。また、学習内容の理解を定着する観点からは、単に問題演習を行うだけでなく、例えば内容を他者に説明するなどの協働的な学習活動により、児童生徒が自らの理解を確認し、定着を図ることが重要である。
- 児童生徒の学力向上には、学校がチームとして取り組むことが重要である。そのためには、管理職である校長、教頭等の役割が重要であるが、それだけではなく、教師全員がカリキュラム・マネジメントに参画することが重要になる。学力調査等の活用をカリキュラム・マネジメントに位置付けることも、各学校の学力に関わる課題を解決するためには有効である。また、担任教師による良好な学級経営等も、学びの質を高める上で重要である。学校間で実践事例の共有等を進めながら資質・能力の育成に取り組むことも重要であり、例えば、実験的・先導的な教育研究を担う国立大学の附属学校が、教育委員会や地域の学校と連携して、自校の取組を地域の拠点として普及させることや、教育委員会等が中心となって、幼稚園、小・中学校等の連携を促進することも考えられる。

学校・家庭・地域が連携した取組の充実も、学力向上に有効である。例えば、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入することで、児童生徒の学力向上についても地域と学校が目標を共有し、連携して取り組むこと等が考えられる。また、学校が教育活動を進める上では、ボランティア（地域住民等）の参画も重要な役割を果たす。さらに、幼児期からの様々な体験や子供が新聞等に触れる機会等の充実も児童生徒の社会性の涵養や学力向上において有効と考えられるが、これらを進めるに当たっても、地域や家庭の協力が期待される。
- 学校における指導改善や学力向上に関して客観的な根拠を重視した教育政策（EBPM）を推進する観点からも、国際レベル、全国レベル、各自治体レベルなどの学力調査等をそれぞれの実施主体が効率的・効果的に実施し、児童生徒の現状・課題を把握・分析した上で、その結果を活用し、学校全体で指導を改善することが重要である。その際、これらの学力調査等が把握できるのは新学習指導要領が育成を目指す資質・能力の一部のみであることに留意することが必要である。
- 国内外の学力調査では、家庭の社会経済的背景が児童生徒の学力に影響を与えている状況が確認されている。学力格差を是正するためには、社会経済的指標の低い層を幼少期から支援することが重要である。このため、国は、家庭の経済事情に左右されることなく、誰もが希望する質の高い教育を受けられるよう、幼児期から高等教育段

階までの切れ目のない形での教育の無償化・負担軽減や、教育の質の向上のための施策を着実に実施することが求められる。

2. 個別最適化された学びについて

- 新学習指導要領の趣旨を実現し、児童生徒の資質・能力を育成する観点から、多様な子供たちを誰一人取り残すことのないよう、個別最適化された学びと、社会とつながる協働的・探究的な学びを実現していくことが必要である。そのためには、学校ならではの協働的な学びを大切にしつつ、常に同じ学級、学年の児童生徒と同じように学ぶという発想に過度にとらわれすぎず、ICT も上手に活用しながら、児童生徒一人一人の学習進度に応じた適切な指導を行うことが重要である。また、その多様な実践を踏まえながら、個別最適化された学びと、社会とつながる協働的・探究的な学びの重要性について、関係者の理解を広げていくことも大切である。
- 教師は、児童生徒一人一人の興味・関心や能力、適性、性格等を把握した上で、それぞれの良さや可能性を生かした、質の高い協働的な学びの場を実現すると同時に、児童生徒一人一人が学習内容を自分のものとして行うことができるよう、学校における学びをデザインする役割を担っている。このような役割の発揮により実現された授業は児童生徒の学校外を含めた「学び」への導入としても機能し、児童生徒の学校における学習への主体的な参画を促すとともに、学校外の学習の充実にもつながることが期待される。
- GIGA スクール構想により一人一台の ICT 端末とネットワークへの接続が実現される中、個別最適化された学びのデザインに当たっては、学校の授業以外の場での学習も視野に入れて、指導計画を立案していくことが重要である。特に学校の授業以外の場での学習の質の向上について検討を深めるべきである。現状では、ドリル学習等に偏りがちであるが、学校の授業以外の場においても探究的な学習ができるような支援の工夫をすることが重要である。また、学校の授業以外の場での学習環境の差を埋めるように、条件整備や人的体制の確保などに努めることが重要である。
- また、個別最適化された学びにおける発展的な学習の位置づけを考えたとき、児童生徒の学習状況に応じ、学年や学校段階を超えて先の学年・学校の内容を学習したり、学び直しにより基礎の定着を図ったりすることが考えられる。この際、例えばドリル学習等による知識及び技能の一部の習得を過度に重視し、思考力、判断力、表現力等の育成を十分に行わずに先取りを行うことにならないよう、注意が必要である。また、発展的な学習として、内容理解を深める学習をさらに充実することが重要であるが、その際には個別学習のみで学習を終えることにならないように留意し、学校ならではの協働的な学びが取り入れられるよう教育活動を工夫する必要がある。
- さらに、個別最適化された学びが、仮に、テストスコアに象徴されるような一元的な尺度に基づいて評価される場合、教育活動がパッケージ化され、画一的になる可能性がある。このような教材やサービスの学校での利用が必要以上に拡大され、教師が

当該教育活動の特性を自覚しないまま利用することがないように、常に教育活動全体の中での位置付けやねらいを明確にしていくことが重要である。

3. 履修主義と修得主義，年齢主義と課程主義

- 現行の日本の教育制度では、所定の教育課程を一定年限の間に履修することでもって足りるとする履修主義（例：年間の標準授業時数等を踏まえた教育課程の編成・実施）、履修した内容に照らして一定の学習の実現状況が期待される修得主義（例：目標準拠評価）、進学・卒業要件として一定年限の在学を要する年齢主義（例：同一年齢の進級・進学）、進学・卒業要件として一定の課程の修了を要求する課程主義（例：制度としての原級留置）の考え方がそれぞれ取り入れられている。²
- 修得主義や課程主義は、一定の期間における個々人の学習の状況や成果を問い、それぞれの学習状況に応じた学習内容を提供するという性格を有する。個人の学習状況に着目するため、個に応じた指導、能力別・異年齢編成に対する寛容さ、知識の習得の場面における ICT の活用との親和性の高さという特徴が指摘される一方で、個別での学習が強調された場合、多様な他者との協働を通じた社会性の涵養など集団としての教育のあり方が問われる面は少なくなる。また、修得主義や課程主義の下における発展的な学習については、学習を深める方向ではなく学習を短い時間で進める方向に傾斜した場合、学びを深める機会が失われたり、学びのセーフティネットとなる他者との学び合いの機会が損なわれたりするおそれがある。
- また、修得主義における教育成果の把握が数値化可能な教育成果（主としてテストスコア）による一元的尺度のみによって行われると、高いテストスコアを目指して目標の一元化が進行しやすくなる側面がある。教育の目標や成果の多様性に留意し、序列化や過度な競争、教育格差の拡大につながらないように、指標の取扱いや利用方法に注意を払う必要がある。
- 修得主義で適切な教育を行うためには、より個に応じた対応が求められるため、通常より多くの教育資源が必要との指摘もあり、児童生徒の特性に応じて効果的に取り入れるなどの工夫を行うことも考えられる。
- 一方で、履修主義や年齢主義は、対象とする集団に対して、ある一定の期間をかけて共通に教育を行う性格を有する。このため修得主義や課程主義のように学習の速度は問われず、ある一定の期間の中で、個々人の成長に必要な時間のかかり方を多様に許容し包含する側面がある。また、学年別の学級編制の在り方や集団での学びを重視する日本の学校教育については、社会性の涵養等の側面からその教育効果を評価する声がある一方で、過度の同調性や画一性についての指摘もある。

² 義務教育の草創期（1870年代から1900年代）までは厳格な課程主義が採られ、学習集団としての学級も成立していなかったが、進級試験、留年や中途退学の多発等の課題が浮き彫りになり、批判が高まってきたことから、学年別学級制（年齢主義）が採られるようになった。

- 我が国においては現在、制度上は原級留置が想定されているものの、運用としては基本的に年齢主義が採られている。進級や卒業の要件としての課程主義を徹底し、義務教育段階から原級留置を行うことは、児童生徒への負の影響が大きいことや保護者等の関係者の理解が得られないことから受け入れられない可能性が高いと考えられる。
- このため、全児童生徒への基礎・基本の確実な定着への要請が強い義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては年齢主義を基本に置きつつも、教育課程を履修したと判断するための基準については、履修主義と修得主義を適切に組み合わせ、それぞれの長所を取り入れる教育課程の在り方を目指すべきではないか。その際、これまで以上に多様性を尊重し、ICT等を活用しつつカリキュラム・マネジメントを充実させ、多様な子供たちを誰一人取り残すことのないよう、個別最適化された学びと、社会とつながる協働的・探究的な学びを実現していくことが重要である。
- このような教育課程を編成・実施するためには、文部科学省・教育委員会・校長・教師の役割分担を整理するとともに、それを踏まえた教師の資質・能力の育成方策等の様々な条件を整備していくことが必要である。

4. 授業時数の在り方について

- 年間の授業時数については、昭和22年の学習指導要領（試案）において、総授業時数及び各教科等の授業時数について、教科や学年によっては波形で幅を持たせた形で示された。昭和33年の学習指導要領改訂時に、学校教育法施行規則に最低授業時数として規定が置かれたが、昭和43、44年の改訂時には「最低」から「標準」へと改められた。昭和52年の改訂時には、引き続き「標準」としての位置付けを維持しつつ、「標準として定めた授業時数を大幅に上回ったり、下回ったりすることは避けるべき」とされ、平成元年改訂、平成10年改訂でもその位置づけが維持された。平成15年の一部改正に際して、「各学校において年度当初の計画段階から標準を下回って教育課程を編成することは通常考えられない」とされ、現在までこの位置付けが維持されている。
- 標準授業時数については、学習指導要領に示す各教科等の内容の指導の質を担保するための、いわば量的な枠組みとして、教育の機会均等や水準確保に大きな役割を果たしてきた。特に資質・能力のうち、定量的に質を測定できるのは知識・技能等の一部にとどまることから、学習指導要領が求める教育の質を量的に支えるものとして標準授業時数は重要な意義を持っている。
- 一方で、標準授業時数の在り方をめぐっては、児童生徒や教師の負担について考慮すべきとの指摘や、学習状況に課題のある児童生徒も含めて指導すべき内容を一般的に教えることが可能なものとなっているのか、ICTを活用した学習指導を踏まえた柔軟な在り方について検討が必要、といった指摘がある。
- このような指摘を踏まえれば、新学習指導要領の趣旨の実現に向けて、各学校にお

けるカリキュラム・マネジメントの充実・強化を図る観点から、標準授業時数の意義を踏まえつつ、各学校が持っている教育課程の編成・実施に関する裁量を改めて認識し、学校や地域の実態に応じて責任を持って柔軟に判断できるようにしていくことが重要である。教育委員会においても、各学校の持っている裁量を明確にし、学校や地域の実態に応じた柔軟な教育課程の編成・実施が行われるよう、適切な指導を行うことが求められる。

- 例えば、時間割の在り方については、学びの質の変化に応じた検討が必要であり、ICT を活用した学習指導の状況も踏まえ、1コマの考え方を弾力的に運用することが考えられる。このように学校・地域の実態に応じたカリキュラム・マネジメントの工夫を広げていくことが重要である。
- また、学習指導要領のねらいとする資質・能力の育成と、一定の総授業時数の確保による教育の機会均等の観点を踏まえ、総枠としての授業時数（学年ごとの年間の標準授業時数の総授業時数）は引き続き確保しつつ、カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅の拡大の一環として、教科等の特質を踏まえつつ、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化を認める仕組みを設けることも考えられるのではないかな。
- なお、各学校において自然変災や補足的な指導等に備え確保されている、いわゆる「余剰時数」については、過剰に設定されているとの調査結果もあることから、総枠としての授業時数の在り方を踏まえた上で、各教育委員会・学校において適切にその設定の仕方を検討することが必要ではないかな。

5. STEAM 教育等の教科横断的な学習の推進について

- 教育再生実行会議第 11 次提言において、STEAM 教育の推進が提言された。本提言において、STEAM 教育は「各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育」とされている。この STEAM 教育については、国際的に見ても、各国で定義が様々であり、STEAM の A の範囲をデザインや感性などと狭く捉えるものや、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で定義するものもある。
- STEAM 教育は、課題の選択や進め方によっては生徒の強力な学ぶ動機付けにもなるが、STEAM 教育を推進する上では、高等学校の多様な実態を踏まえる必要がある。科学技術分野に特化した人材育成の側面のみに着目して STEAM 教育を推進すると、例えば、学習に困難を抱える生徒が在籍する学校においては実施することが難しい場合も考えられ、学校間の格差を拡大する可能性が懸念される一方、教科等横断的な学習を充実することは学習意欲に課題のある生徒たちにこそ、非常に重要である。
このため一般市民として必要となる資質・能力の育成を志向する STEAM 教育の側面に着目し、STEAM の A の範囲を芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で定義することとしてはどうか。

○ このような形で捉えれば、STEAM 教育は高等学校の新学習指導要領に新たに位置づけられた「総合的な探究の時間」や「理数探究」と、

- ・ 実生活、実社会における複雑な文脈の中に存在する事象などを対象として教科等横断的な課題を設定する点
- ・ 課題の解決に際して、各教科等で学んだことを統合的に働かせながら、探究のプロセスを展開する点

など多くの共通点があり、各高等学校において、新学習指導要領に基づいた教育を着実に実施し、探究学習における生徒の良い点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすることに努めることが重要である。その際、レポートや論文等の形式で課題を分析し、論理立てて主張をまとめることも併せて重要である。

そのため、新学習指導要領の下、地域や高等教育機関、行政機関、民間企業等と連携・協働しつつ、各高等学校において生徒や地域の実態にあった探究学習を充実することが重要である。

○ なお、STEAM 教育などの教科等横断的な学習の前提として、各教科等の学習も重要であることは言うまでもない。各学校において、習得・活用・探究という学びの過程を重視しながら、各教科等において育成を目指す資質・能力を確実に育むとともに、小学校、中学校、高等学校などの各学校段階を通して、各教科等の学習を円滑に接続することが求められる。

6. ICT の活用について

○ ICT の活用により従来はなかなか伸ばせなかった資質・能力の育成を図ることや、特に知識の習得に関して今までの教育では適応的でなかった児童生徒の一部に効果を発揮することを考慮するとともに、ICT を活用することで現実の社会で行われているようなやり方で子どもたちも学ぶことで、学校教育を現代化することは重要である。

○ また、学校外での学びの質と量に関する格差の現状を是正するために、児童生徒に対する学習への動機付けやつまずきへの対応など、人のサポートやコミュニケーションが必要であることに留意し、ICT を活用する方策を考えるべきである。

○ ICT は空間的・時間的制約を緩和することによって、今までできなかったことを可能にするという長所を有する一方、空間や時間を共有することで得られるものが失われる危険もあるため、その活用方法については、教師と児童生徒との具体的関係の中で、しっかり見極める必要がある。

○ 教育効果を考えながら、ICT の活用方法を検討することが重要であり、例えば同じ機能が果たせるのであればより使用方法が簡単な教具を使うことが合理的であることに留意し、ICT を活用することのみが目的化しないようにするとともに、旧来型の学習観に基づく機械的なドリル学習等に偏った ICT の活用に陥らないように注意する必

要がある。

- 各教科等における ICT 活用を充実させるためにも、小学校学習指導要領の総則に規定されている「学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動」を確実に実施すべきである。また、学習指導要領で示された内容に関する典型的な知識・技能の育成のための学習動画や児童生徒の興味を引き出すコンテンツの充実が必要と考えられる。

- ICT 環境整備の際には、学校や教師の自宅、家庭との接続を設計に入れて、予算についても端末整備、ネットワークの拡充、セキュリティ対策、非常時の備え等のハードの面とサポートスタッフの充実、教員研修の充実、研修時間確保のための働き方改革の推進などのソフトの面の両方を充実する必要がある。特に、家庭の環境を整えることが登校できない児童生徒にとって極めて重要な役割を果たすことに留意が必要である。